

社会福祉法人清風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、日常的に法人及び施設の運営管理の業務にあたることから、報酬を支給する。
- (2) 業務執行理事については、法人の特定の業務執行に当たることから、報酬を支給する。
- (3) 理事長及び業務執行理事以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。この場合において、役員の報酬等については、各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で支給することとし、評議員の報酬等については、定款第8条で定める金額の範囲内で支給することとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事については、別表1に定める額
 - (2) 理事長及び業務執行理事以外の役員等については、別表2に定める額
 - (3) 役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人清風会旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 2 理事長及び業務執行理事以外の役員等が、同日において、理事会及び評議員会出席、監事監査指導並びに法人及び施設業務をあわせて行った場合であっても、いずれか一つの業務の報酬を支給するものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支払日は、社会福祉法人清風会職員給与規程第6条に準じた日とする。

- 2 旅費については、出張した都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は、平成 29 年 6 月 10 日から施行し、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

この規程の一部改正は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理 事 長	月額 300,000円
業務執行理事	月額 150,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事会及び評議員会出席	日額 20,631円
監事監査指導	日額 20,631円
上記以外の法人及び施設業務	日額 20,631円